

セルフレジ及びキャッシュレス端末等導入業務委託公募型プロポーザル 審査委員会設置要領

(設置)

第1条 セルフレジ及びキャッシュレス端末等導入業務委託（以下「業務委託」という。）を受託する候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式の審査等を厳正かつ公正に行うため、セルフレジ及びキャッシュレス端末等導入業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 提案の審査及び評価に関すること
- (2) 契約候補者の選定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長がプロポーザル方式の実施に必要と認めること

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、人数は委員長を含め5人以上で構成する。

2 委員長は、市民生活部長とする。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民生活部次長
- (2) 市民課長
- (3) 課税課長
- (4) 収税課長
- (5) 財政室長
- (6) 会計課長
- (7) 情報推進室長

(委員長)

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員が欠けたときは、前条第3項の規定にかかわらず、委員長が委員を選任することができる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 委員の任期は、契約候補者の選定により業務委託の契約締結に至る日までとする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 会議は、非公開とする。

4 審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(回議)

第6条 委員長は、会議を開くいとまがないと認めたときは、委員に回議して会議の審議に代えることができる。

(委員等の責務)

第7条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、市民生活部市民課窓口係において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年9月29日から施行する。

2 この要領は、セルフレジ及びキャッシュレス端末等導入業務委託に係る契約候補者を選定した日をもって、その効力を失う。